

令和3年度下関市プレミアム付商品券「しものせき応援券」 取扱加盟店要領

1. 目的

下関商工会議所では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市内の消費減少による経済活動の縮小が続いていることから、消費喚起を促すとともに市民生活を支援し、地域経済の活性化を図るため、商店等で使用できるプレミアム付商品券（有効期間：令和3年4月19日～令和3年8月31日）を発行する。

2. 商品券の内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 下関市プレミアム付商品券「しものせき応援券」 |
| (2) 発行者 | 下関商工会議所 |
| (3) 発行総額 | 26億円(うちプレミアム分6億円) |
| (4) 販売対象者 | 下関市内在住者 |
| (5) 有効期限 | 令和3年4月19日(月)～令和3年8月31日(火) |
| (6) 販売価格 | 1セット(商品券13枚13,000円分)を1万円で販売。
〈1セット(13枚)の内訳〉 <ul style="list-style-type: none">・取扱加盟店全店で利用可能な共通券 7枚・中小規模店(店舗面積1,000㎡以下)専用券 6枚 |

3. 販売形式

- | | |
|----------|---|
| (1) 予約販売 | 予約方法は、下関市内在住者を対象に、インターネット、または応募ハガキにより申し込みの予約を受け付ける。(応募多数の場合は、コンピュータによる自動抽選を行い、当選通知兼商品券引換ハガキを送付する。) |
| (2) 販売上限 | 1人5セット
商品券は1,000円券13枚を1セットとし、1万円で販売 |
| (3) 販売期間 | 予約申込 令和3年4月2日(金)～令和3年4月11日(日)
応募ハガキの場合は令和3年4月9日(金)当日消印有効
販売期間 令和3年4月19日(月)～令和3年5月7日(金)
当選通知兼商品券引換ハガキと商品券代支払により引換 |

4. 商品券の使用対象とならない商品又は役務

- (1) 明らかな資産形成であり、消費の下支えとは言いがたい不動産や金融商品など
- (2) たばこ
- (3) 換金性の高い、商品券やプリペイドカードなど
- (4) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) その他、取扱店が商品券の使用対象外とする商品、または商品券の使用を制限している商品

5. 取扱加盟店の登録

(1) 取扱加盟店 下関市内の事業所（但し、次の①～④に該当する事業者を除く）

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条5項に規定する性風俗関連特殊営業を行なっている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- ③ 『4. 商品券の利用対象とならないもの』に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

(2) 登録料 20,000円（但し、次に該当する場合は登録料は無料）

- ① 1,000㎡未満の店舗
- ② 下関商工会議所・下関市商工会の会員。但し、加盟登録申込み時までに会員の申込み手続きをした場合も加盟登録料を無料とする。

(3) 登録方法 「取扱加盟店登録申込書・同意書」を下関市プレミアム付商品券事務局に提出

- ※資格審査後に結果を通知
- ※店舗ごとに登録申込みが必要
- ※下関市プレミアム付商品券HPにて掲載。

(4) 登録締切日 令和3年8月20日（金）

(5) HP掲載の際の検索分類（複数選択可）

大分類	小分類		大分類	小分類					
ショッピング	①	百貨店・ショッピングセンター	サービス	⑩	美容（理美容・エステ、マッサージ、サロン等）				
	②	家電		⑪	交通・旅行（旅行会社・タクシー等）				
	③	生活雑貨			⑫	宿泊			
	④	美容雑貨				⑬	生活サービス		
	⑤	服飾雑貨・装飾品等					⑭	建築（建設・リフォーム等）	
	⑥	食料品						⑮	その他
	⑦	その他							⑯
グルメ	⑧	飲食	その他	⑰	その他				
	⑨	テイクアウト	その他	⑰	その他				

※申込書に番号を記載ください。

- (6) その他
- ・利用可能店舗において利用期間内に限り利用できる。
 - ・購入後の商品券は返品できない。
 - ・現金との引換はしない。
 - ・釣り銭は支払わない。
 - ・盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責を負わない。

6. 換金方法

(1) 換金手数料 無料

但し、事前に換金する金融機関の届出をするとともに、山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫のいずれかに口座が必要。

(2) 換金可能場所 下関市内にある山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫

銀行名	支店名	換金日
山口銀行 ※原則、午前中の持込み	本店営業部、東駅出張所、シーモール出張所、彦島支店、福浦支店、今浦支店、山の田支店、綾羅木支店、新下関駅前支店、安岡支店、吉見支店、唐戸支店、新町出張所、長府支店、長府東支店、小月支店、豊浦支店、滝部支店、西市支店、田部支店、王司出張所	5月：13日、20日 6月：3日、22日 7月：6日、21日 8月：4日、19日 9月：7日、16日
西京銀行	下関支店（唐戸・新地支店含む）、彦島支店、幡生支店、新下関支店（豊浦・綾羅木支店含む）、長府支店、小月支店	4月：21日 5月：12日、19日、26日 6月：2日、9日、16日 7月：7日、14日、21日 8月：4日、12日、18日 9月：8日、15日、22日
西中国信用金庫 ※口座開設店舗のみ換金可能	本店営業部、本村支店、西山出張所、新地支店、向洋出張所、唐戸支店、後田出張所、山の田支店（熊野支店含む）、福浦支店（向井町出張所含む）、汐入出張所、一の宮支店、川棚支店、シーモール出張所、宝町支店、王司支店、かじくり支店（安岡支店含む）、川中支店、長府中央支店（長府支店含む）、小月支店、長府駅前支店、菊川支店、下関市役所出張所	4月：23日 5月：6日、13日、24日 6月：3日、14日、23日 7月：5日、13日、26日 8月：3日、13日、23日 9月：3日、13日、24日

※入金是指定口座へ翌営業日までに入金。但し、大量持込の場合は翌営業日以降となる場合もあり。

※商品券の裏面に事業所名を記入する。（商品券の裏面に取扱加盟店以外の店舗名が記載されている場合は換金不可）

※金融機関より事前持込（前営業日や当日の午前中等）、持込店の変更依頼があった場合には協力すること。

※その他詳細については、後日送付の換金マニュアルを参照。

(3) 換金可能期間 各金融機関上記換金日まで ※期限後の換金は出来ない。

7. 禁止行為

次に掲げるような不適切な行為を行ったと本所が認定した場合には、取扱加盟店登録を解除するとともに、既に交付済みの金銭がある場合は、賠償を伴う返金請求等の求めに応じること。

- (1) 商品券及び関係書類を、偽造、模造及び加工すること。
- (2) 事業決済資金（買掛金、未払金等）としての流用や出資。
- (3) 商品券を購入した者が自社商品の購買に商品券を活用すること。
- (4) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為。
- (5) 商品券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いること。